

労働者派遣基本契約書（単価契約）（案）

1. 契約件名 診療情報管理業務労働者派遣

2. 契約期間 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

3. 契約金額等

(1) 予定総契約金額 ￥
（うち消費税及び地方消費税額 ￥
）

(2) 予定数量及び単価 別紙内訳書のとおり

4. 就業場所 仕様書のとおり

上記の契約について沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)とは、次の各条項により労働者派遣契約を締結する。

本契約の締結を称するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

乙

(契約の目的)

第1条 本契約は、甲が行う業務を補助するために、乙が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を甲に派遣すること及び派遣労働者が行う業務（以下「派遣業務」という。）を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(派遣就業にかかる基本姿勢)

第2条 甲及び乙は、労働者派遣法及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令及び本契約を遵守し、派遣労働者に対し適正な労務管理を行うこととする。

2 甲は、本契約に定めた業務以外の業務に派遣労働者を従事させてはならない。

(派遣労働者が行う業務及び勤務場所等)

第3条 次の各号に掲げる事項については、別添仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

- 一 派遣労働者の就業場所
- 二 労働者派遣の期間、人数及び休日等
- 三 派遣労働者が従事する業務の内容
- 四 派遣労働者を直接指揮命令する者
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻
- 六 資格要件

(派遣金額)

第4条 この契約に基づく派遣時間単価は、別紙内訳書のとおりとし、配置人数及び勤務時間数の実績を乗じた額及び沖縄県の旅費規程に準ずる研修旅費（必要のあるとき）を 1 ヶ月あたりの派遣金額（税抜）とする。ただし、1 日の実労働時間が仕様書に定める 7 時間 30 分を超える勤務及び平日以外の勤務については時間外派遣とし、個別派遣契約により勤務時間に応じて派遣時間単価を定めるものとする。

2 派遣契約単価には、人件費、法定福利費、厚生福利費、会社管理費、入金管理手数料等、研修旅費以外の本派遣業務に係るすべての費用が含まれる。

3 第1項で定まる1月の派遣金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額を支払金額とする。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出する。

4 乙は、当該月の業務完了後に実績に基づき派遣金額を計算し、消費税額及び地方消費税額を加算した額を甲に請求し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。乙は従業員の勤務実績及び旅行命令がわかる書面を請求書とともに甲に提出しなければならない。

(数量の増減)

第5条 予定数量はこの契約期間内において甲が供給を受ける予定を示したものであるから、実際上増減を生ずることがあっても乙は異議申し立てをしないものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第6条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約金額の変更)

第7条 第5条に規定した契約金額について、物価・経済状況の変化その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

(乙の履行義務等)

第8条 乙は、甲に対して、本契約及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

(契約保証金)

第10条 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除される。

(再派遣等の禁止)

第11条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第12条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第13条 乙は、本契約にかかる派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を甲に通知しなければならない。

(個別派遣契約の締結)

第14条 甲及び乙は、前条の規定により通知を受けたものについて、労働者派遣法第26条第1項各号に掲げる事項を定めた個別派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は、甲に労働者を派遣する都度、「労働者派遣通知書」を作成し、甲に通知する。

（報告等）

第15条 乙は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間を甲に報告しなければならない。

（守秘義務）

第16条 乙及び乙の派遣労働者は本業務遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（事故発生時の対応手順）

第17条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。

（損害賠償）

第18条 派遣業務の遂行につき、派遣労働者が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定めるものとする。

3 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知するものとする。

（甲の解除権）

第19条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な事由なく契約開始期日を過ぎても労働者を派遣しないとき。

(2) 第20条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 仕様書記載の派遣人数に派遣開始日に満たない又は満たない状況が続き、速やかに派遣人数が満たされることができないと甲により判断されたとき。

2 前項の規定（第5号を除く）により、契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（社会紛争及び天災）

第20条 騒擾、労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、乙は甲が蒙る損害についてはその責を負わないものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第21条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

（契約の解除）

第22条 甲又は乙がやむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し甲乙協議するものとする。ただし、甲は、次の各号に該当する場合は直ちに解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき
- (2) 乙が行政上の処分を受けたとき
- (3) 乙の業務の処理が著しく不適当であると認められたとき
- (4) 乙がこの契約を履行することができないと認められたとき

（中途解除にあたって講ずべき措置）

第23条 甲の責に帰すべき事由により個別契約の契約期間が満了する前に中途解除の申し入れがあった場合には、甲と乙は連携し、新たな就業機会の確保を図ることとする。

2 個別契約の中途解除にあたって、前項の派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることのできない場合は、甲は、少なくとも中途解除により乙に生じた損害（労働基準法等に基づく休業手当相当額、解雇予告手当相当額以上の額）を賠償しなければならない。ただし、第19条、第22条および第25条による解除の場合を除く。

（金銭及び有価証券等の取扱い、自動車の使用他）

第24条 甲は、乙の派遣労働者に自動車使用及び現金、有価証券その他これに類する証券、貴重品の取扱いをさせないものとする。但し、業務上必要である場合は別途覚書締結の上、甲の責任においてこれをなすことを妨げない。

（予算の減額による契約の解除）

第25条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。ただし、30日前までに契約を解除することが明らかになった場合は、乙に通知するものとする。

(権利の帰属)

第 26 条 本契約に基づき、派遣労働者が業務の実施に当たって発生した権利は、全て甲に帰属するものとする。

(協議事項)

第 27 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第 29 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(特約事項)

第 30 条 乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継ぎをうけなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引継がなければならない。

別紙内訳書

	人数	派遣時間単価（円）	予定数量（時間）
診療情報管理士 資格あり	3人		1,830 時間
診療情報管理士 資格なし	4人		1,830 時間

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務の実施に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8条 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による個人情報取扱業務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10条 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承認を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11条 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、隨時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 業務の処理に関し、個人情報の取り扱いにより発生した損害(第三者に及ぼしたものと損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。